

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年8月22日）

提案課名 建設総務課 建設管理課

報告者名 小清水 智 振原 征人

<p>事案名</p>	<p>大雨等の異常気象時における通行規制について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">提案趣旨</p>	<p>近年、道路沿いにある樹木が道路側へ倒れるなどして通行止めとなる事案が頻発しています。道路沿いの樹木は市が管理しているものだけでなく、個人が管理しているものも多くあり、日頃から所有者等には自己所有地内の樹木等を適正に管理するようお願いをしている状況ではありますが、抜本的な改善につながっていないのが現状です。また、大雨等の異常気象時においては、倒木だけでなく、土砂災害や落石の発生も懸念されるため、通行車両や歩行者等への事故を未然に防止するための対策が必要となります。</p> <p>このことから、本格的な台風シーズンを迎える前に、近年、倒木等が頻発し、今後も発生が懸念される路線において、降雨量が一定の規制基準を超えた場合や暴風警報が発表された場合に通行規制を実施するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">概要</p>	<p>1 通行規制基準を設ける路線（5路線） 市道7号線、市道19号線、市道20号線、市道52号線、市道63号線</p> <p>2 通行規制基準</p> <p>(1) 連続雨量150ミリを超えた場合</p> <p>(2) 時間雨量50ミリ又は3時間雨量90ミリを超えた場合</p> <p>(3) 暴風警報（平均風速25m/s）が発表された場合</p> <p>(4) その他道路の通行が危険であると認められる場合</p> <p>※ 上記の通行規制基準に達していない場合でも、事前の予測において、今後基準に達する可能性が高いときは規制をする場合があります。</p> <p>3 規制解除基準</p> <p>規制解除の判断は、基準としている雨量観測値の時間雨量が3時間連続して0ミリを計測し、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が注意（黄）以下の基準であることを目安とし、道路パトロールを実施して通行に支障がないと認められた場合、通行規制を解除します。</p>	

経過	<p>令和5年12月～ 令和6年7月末時点で合計26件の倒木事案が発生</p> <p>令和6年1～3月 1級・2級市道の山沿いにおいて危険樹木調査を実施</p> <p>〃 3月～ 危険と判断される樹木について、所有者等の把握ができ次第、伐採等の適正管理を依頼</p> <p>〃 6月下旬 大雨等の異常気象時における通行規制について検討を開始</p> <p>〃 7月下旬 規制基準について、関係課へ意見照会</p> <p>〃 8月2日 秦野警察署と協議</p> <p>〃 8月下旬 会派懇談会にて議員へ説明</p>
今後の進め方	<p>令和6年9月～ 運用開始</p> <p>市ホームページ及び規制区間の起終点に捨て看板等で周知</p> <p>〃 15日 広報はだのにて周知</p> <p>令和7年度 規制区間の起終点に規制基準に関する常設看板を設置</p>

## 大雨等の異常気象時における通行規制について

令和 6 年 8 月 22 日

建設総務課土木許認可担当作成

### 1 概要

近年、道路沿いにある樹木が道路側へ倒れるなどして通行止めとなる事案が頻発しています。道路沿いの樹木は市が管理しているものだけでなく、個人が管理しているものも多くあり、日頃から所有者等には自己所有地内の樹木等を適正に管理するようお願いをしている状況ではありますが、抜本的な改善につながっていないのが現状です。また、大雨等の異常気象時においては、倒木だけでなく、土砂災害や落石の発生も懸念されるため、通行車両や歩行者等への事故を未然に防止するための対策が必要となります。

このことから、本格的な台風シーズンを迎える前に、近年、倒木等が頻発し、今後も発生が懸念される路線において、降雨量が一定の規制基準を超えた場合や暴風警報が発表された場合に通行規制を実施するものです。

### 2 通行規制基準を設ける路線（区間）

- (1) 市道 7 号線（約 2.8 km）

規制区間：曾屋 4 3 1 2-5 付近～南矢名 1 5 3 6 付近

- (2) 市道 19 号線（約 0.8 km）

規制区間：八沢 1 0 3 5-5 付近～八沢 1 1 4 5-1 付近

- (3) 市道 20 号線（約 1.1 km）

規制区間：三廻部 7 1 6-4 付近～三廻部 8 7 8-2 付近

- (4) 市道 52 号線（約 4.9 km）

規制区間：戸川 1 4 4 7-1 付近～戸川 1 4 7 0-2 付近

- (5) 市道 63 号線（約 0.6 km）

規制区間：曾屋 4 5 5 4-6 付近～曾屋 5 8 9 0-1 付近

### 3 通行規制基準

- (1) 連続雨量 150 ミリを超えた場合
- (2) 時間雨量 50 ミリ又は 3 時間雨量 90 ミリを超えた場合
- (3) 暴風警報（平均風速 25 m/s）が発表された場合
- (4) その他道路の通行が危険であると認められる場合

※ 上記の通行規制基準に達していない場合でも事前の予測において、今後基準に達する可能性が高いときは規制をする場合があります。

#### 4 規制解除基準

規制解除の判断は、基準としている雨量観測値の時間雨量が3時間連続して0ミリを計測し、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が注意（黄）以下の基準であることを目安とし、道路パトロールを実施して通行に支障がないと認められた場合、通行規制を解除します。

#### 5 その他

- (1) 市道7号線及び63号線は消防本部に設置している雨量観測値、市道19号線、20号線及び52号線は旧上幼稚園に設置している雨量観測値を基準とします。
- (2) 通行規制をする際は現地へ規制看板等を設置するとともに、規制実施及び解除時には緊急情報メール等を活用して市民へ周知します。
- (3) 職員の配備時間帯以外で市民等から問い合わせがあった際は、日直において適切に対応できるように調整します。
- (4) 上記以外の他の路線は雨量等に基づく通行規制基準は設けませんが、倒木や土砂災害の恐れがあるなど道路の通行が危険であると認められる場合は通行規制を実施します。

#### 【道路法抜粋】

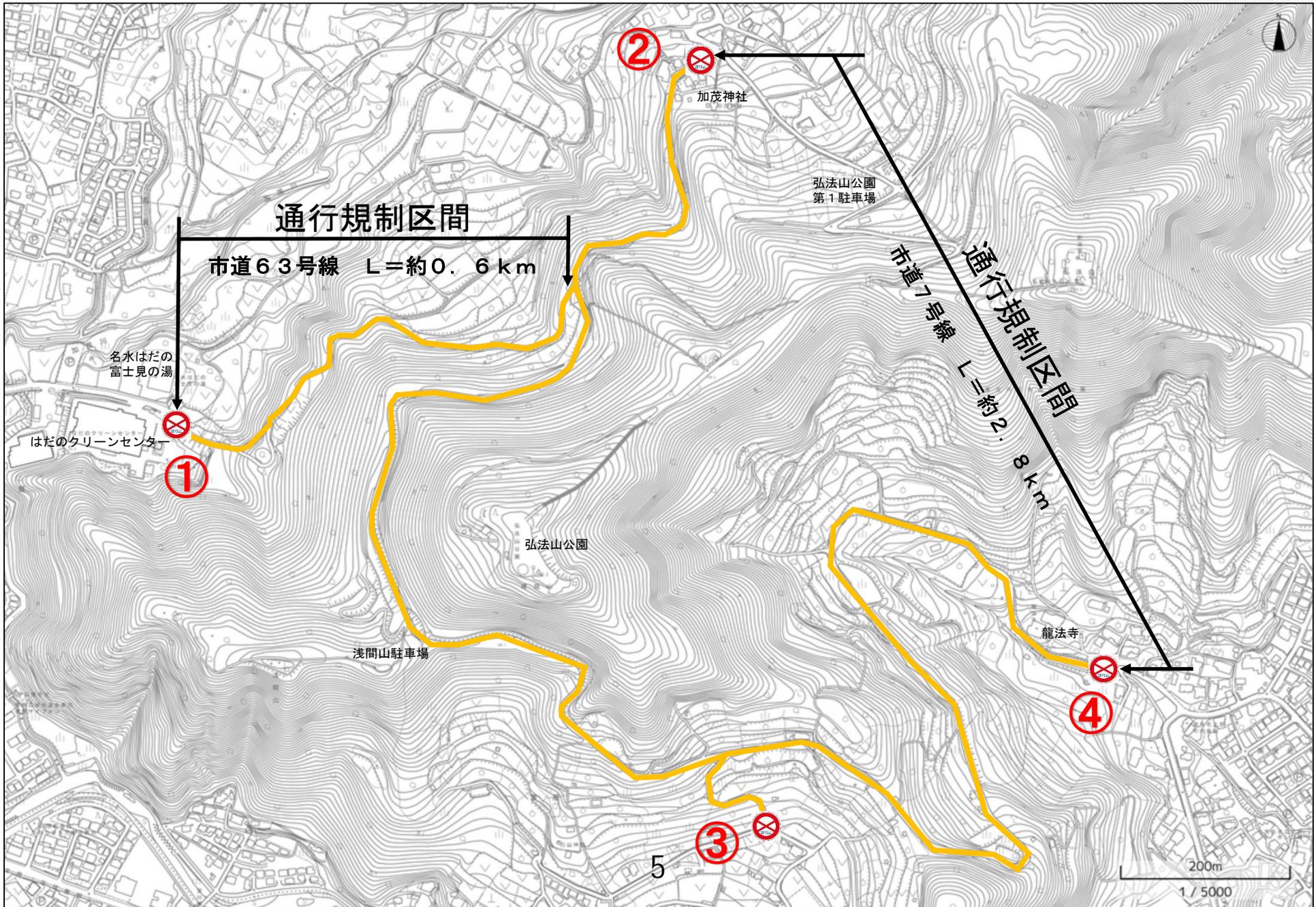
（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

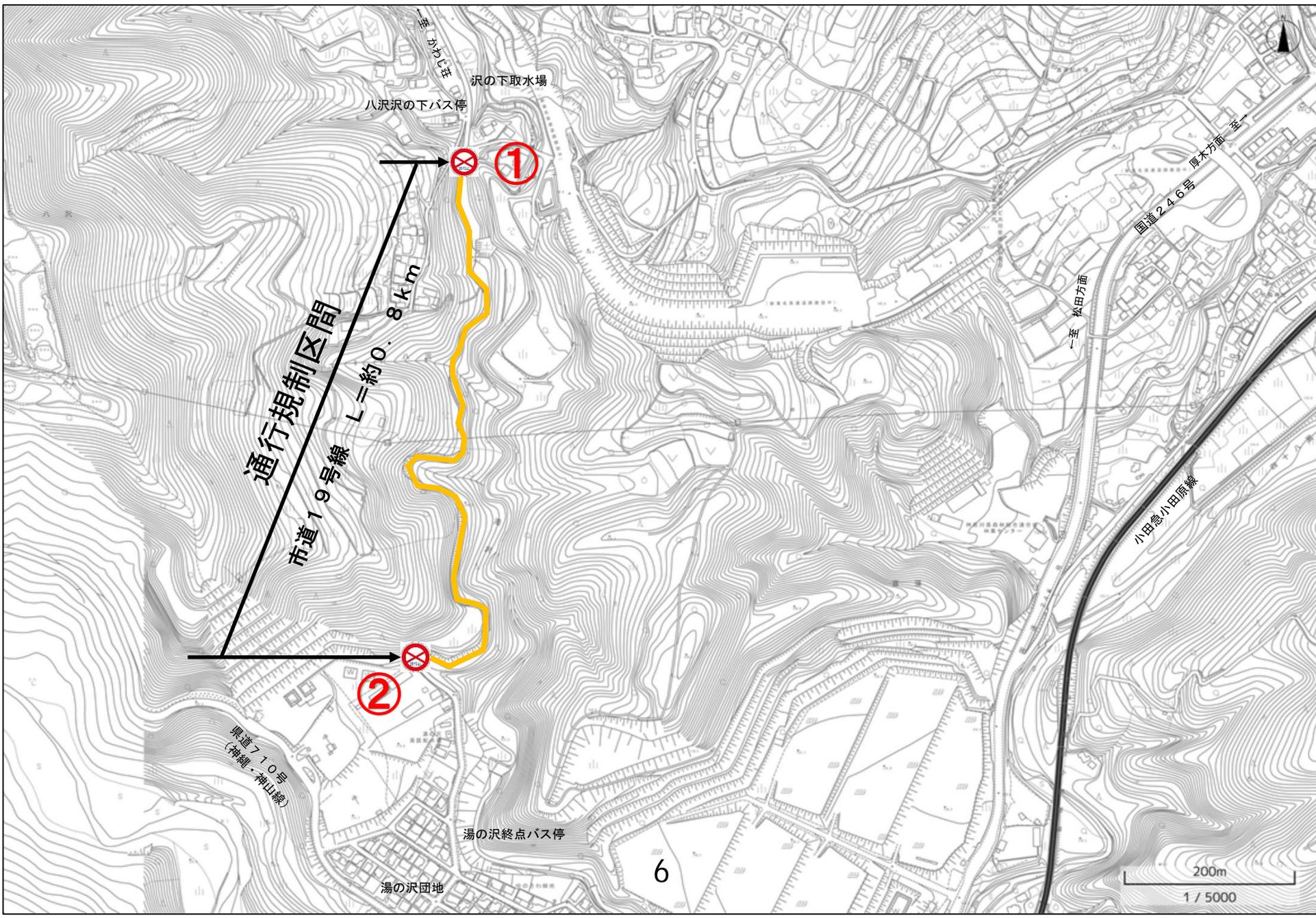
一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

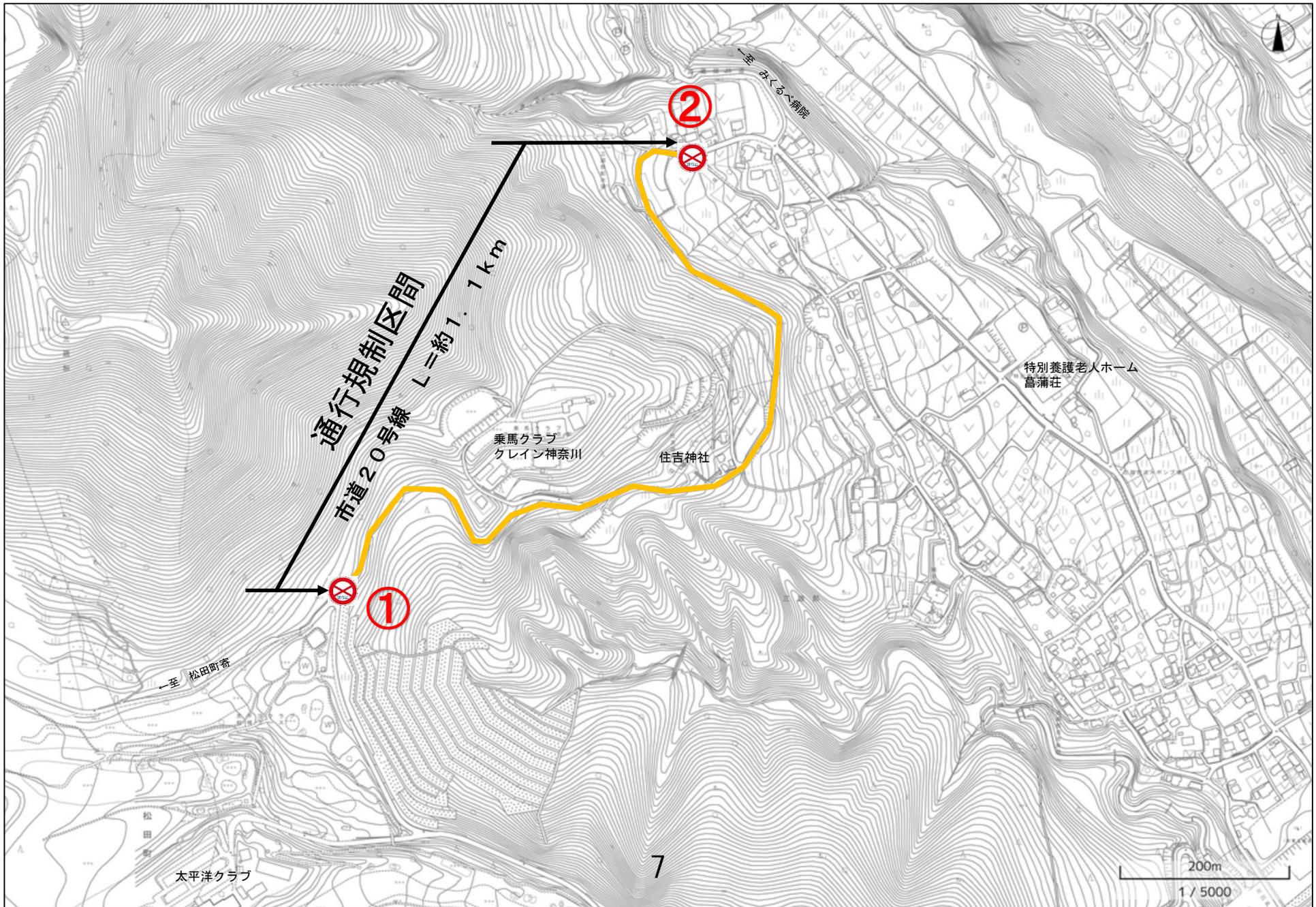
2 道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。



# 市道19号線 通行規制区間



# 市道20号線 通行規制区間



# 市道52号線 通行規制区間

通行規制区間

市道52号線 L=約4.9 km

①

滝沢園  
キャンプ場

県立山岳スポーツセンター

風の舟り橋

はたの丹沢クライミングパーク

8  
県立桑野戸川公園

200m

1 / 5000

